



**Q** 新型コロナウイルス感染症の影響で、時短勤務を命じられて勤務していましたが、会社が休業手当を支給してくれませんが、収入の保障制度はありませんか。

**A** 新型コロナウイルス感染症の影響により勤務時間が減ったりし

**仕事の疑問 相談室**  
鳥取労働局

**休業支援金・給付金制度の利用を**

た労働者は、「新型コロナウイルス感染症対応でも可能です。事業主が申請できます。休業支援金・給付」とよく相談のうえ申請してください。また、休業させられたにも関わらず、事業主が協力してもらえない場合でも、労働者が休業手当が支払われなかった労働者が対象です。

申請用紙等は厚生労働省、鳥取労働局のホームページからダウンロードできます。

「元々予定していた勤務の日に、コロナの影響で事業主から休むように言われた」(シフトの日数が減少)や「店が時短営業になり、1日の勤務時間が短くなった」(短時間勤務)などのほか、大企業でのシフト制、日々雇用、登録型派遣労働者も対象に含まれます。

支給申請は労働者目

「元々予定していた勤務の日に、コロナの影響で事業主から休むように言われた」(シフトの日数が減少)や「店が時短営業になり、1日の勤務時間が短くなった」(短時間勤務)などのほか、大企業でのシフト制、日々雇用、登録型派遣労働者も対象に含まれます。

申請用紙等は厚生労働省、鳥取労働局のホームページからダウンロードできます。

「元々予定していた勤務の日に、コロナの影響で事業主から休むように言われた」(シフトの日数が減少)や「店が時短営業になり、1日の勤務時間が短くなった」(短時間勤務)などのほか、大企業でのシフト制、日々雇用、登録型派遣労働者も対象に含まれます。

申請用紙等は厚生労働省、鳥取労働局のホームページからダウンロードできます。

鳥取労働局職業安定部職業安定課 電話0857(28)1707  
 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター  
 電話0120(221)276